

※平成31年4月改正より「サービス提供責任者体制の減算」が廃止となったため、変更しました。

釧路市 訪問型サービス(訪問介護相当)サービスコード表

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅰ	訪問型サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位	1,168	1月に つき	
A2	1114	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅰ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A2	1211	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅱ	訪問型サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位	2,335		
A2	1214	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅱ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,102
A2	1321	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅲ	訪問型サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位	3,704		
A2	1324	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅲ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,334
A2	2411	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅳ	訪問型サービス費 (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで	266	1回に つき	
A2	2414	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅳ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		239
A2	2511	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅴ	訪問型サービス費 (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8 回まで	270		
A2	2514	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅴ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		243
A2	2621	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅵ	訪問型サービス費 (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から1 2回まで	285		
A2	2624	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅵ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		257
A2	4001	訪問型サービス(訪問介護相当)初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月に つき
A2	4003	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			1月に つき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算			1回に つき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		1月に つき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		

※平成31年4月改正より「サービス提供責任者体制の減算」が廃止となったため、変更しました。

釧路市 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に訪問型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅰ	訪問型サービスA費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位	1,051	1月に つき	
A2	1124	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅰ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	946		
A2	1221	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅱ	訪問型サービスA費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 2,102単位	2,102		
A2	1224	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅱ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,892		
A2	2421	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅲ	訪問型サービスA費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 239単位 ※1月の中で全部で4回まで	239	1回に つき	
A2	2424	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅲ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	215		
A2	2521	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅳ	訪問型サービスA費 (Ⅳ)	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 243単位 ※1月の中で全部で5回から8 回まで	243		
A2	2524	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅳ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	219		
A2	4011	訪問型サービスA(緩和した基準による)初回加算	初回加算		200	1月に つき	
A2	4013	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100		
A2	4012	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算 (A2において共通のサービスコード)		所定単位数の15%加算	1月につ き	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算	1回につ き	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 (A2において共通のサービスコード)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月に つき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の90%加算
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の80%加算